

第69号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市保有土地活用事業者選定委員会及び芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会を新たに設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

芦屋市保有土地活用事業者選定委員会	事業提案型の公募による保有土地の活用に係る事業予定者の選定に関する事項についての審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 諮問に係る保有土地の活用に関し専門的知識を有する者 (3) 市職員	諮問に係る審議が終了するまでの期間
-------------------	--	-------	---	-------------------

第2条の表市長芦屋市美術品収集委員会の項の次に次のように加える。

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会	教育・保育施設の整備及び地域型保育事業を行う事業予定者の選定に関する事項についての審議	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 保護者団体関係者 (3) その他市長が適当と認める者	2年
-----------------------	---	------	--	----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

芦屋市保有土地活用事業者選定委員会	委員長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

別表芦屋市子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会	委員長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

参 照

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市保有土地活用事業者選定委員会及び芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会を新たに設置するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

次のとおり附属機関を新たに設置する。(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市保有土地活用事業者選定委員会	事業提案型の公募による保有土地の活用に係る事業予定者の選定に関する事項についての審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 諮問に係る保有土地の活用に関し専門的知識を有する者 (3) 市職員	諮問に係る審議が終了するまでの期間
	芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会	教育・保育施設の整備及び地域型保育事業を行う事業予定者の選定に関する事項についての審議	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 保護者団体関係者 (3) その他市長が適当と認める者	2年

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
芦屋市保有土地活用事業者選定委員会及び芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会の委員長及び委員の報酬額等を次のとおり定める。

区分	支給単位	報酬額	旅費の額
委員長	日額	13,500円	芦屋市職員等の旅費に関する条例別表第1級別2級の者の旅費相当額
委員	日額	11,200円	